

座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱（令和2年6月11日施行。以下「要綱」という。）第3条の規定により開催する座間市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会で意見を求める事項)

第2条 市長が運営委員会で意見を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱第2条に掲げる事業内容に関する事。
- (2) 要綱別表に掲げるネットワークの進捗に関する事。

(委員)

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、厚木保健福祉事務所、座間警察署、座間市医師会、座間市民生委員児童委員協議会、座間市社会福祉協議会、地域包括支援センター、養介護施設事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、弁護士及び学識経験者で構成するものとする。

(議長)

第4条 運営委員会の議長は、委員の互選により定める。

(運営委員会の開催)

第5条 運営委員会は、年1回開催することを原則とする。

(会議の非公開)

第6条 運営委員会は、非公開とする。

2 運営委員会の記録は、非公開とする。

(謝金)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、委員に謝金を支払うことができる。

- (1) 委員が運営委員会に出席したとき。
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員から第2条の規定により求めた意見があったと市長が認めたとき。

2 前項の規定により支払う謝金は、8,400円とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、高齢者権利擁護主管課において処理する。

(実施細目)

第9条 この要領に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。